

改正派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

対象期間：2020年4月1日～2021年3月31日

派遣労働者の数	79人(2021年6月1日付け派遣労働者数)
派遣先の数	12社(2020年度派遣先事業所数)
労働者派遣に関する料金額	14,417円(2020年度派遣労働者に関する料金額の平均額)
派遣労働者の賃金額	10,001円(2020年度派遣労働者の賃金額の平均額)
マージン率	30.6%(2020年度マージン率の平均) ※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。
教育訓練に関する事項	▽派遣就業前 ・業務内容に応じて、パソコン基礎訓練、ビジネスメール訓練等を実施しています。その他、ご希望の方には無料で講座を受講できます。 ・新規採用時の導入教育(安全衛生、ビジネスマナー) ▽派遣労働者 ・eラーニングを中心にパソコン、ビジネススキル、語学、コンプライアンス、階層別等を無料で受講できます。
福利厚生	有給休暇即日付与(条件あり)、社会保険、育児・介護休業、定期健康診断、歯科検診
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項	▽労使協定を締結しているか否か ・締結済み ▽労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ・すべての派遣労働者 ▽労使協定の有効期間の終期 ・2022年3月31日
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金保険・雇用保険にご加入いただけます。(雇用条件によっては、加入できない場合があります)

○キャリア・コンサルティングについて
第3営業部 人材派遣グループ
TEL:0949-34-2454
Email:jinzai@hellolife.co.jp